

大垣市議会議長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公正で透明な議会運営に資するため、議長交際費（議長が市議会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に必要な経費をいう。以下同じ。）の支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の内容)

第2条 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出項目
- (3) 支出件名
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、大垣市情報公開条例(平成10年条例第1号)第6条各号のいずれかに該当する情報については、公表しない。

(支出項目)

第3条 前条第1項第2号に規定する支出項目は、支出の内容により、次のとおり分類する。

支出項目	支出の内容
祝 金	祝賀会等各種行事のお祝いに係る経費
会 費	会費等により開催される懇親会、祝賀会等の参加に係る経費
弔 慰	葬儀又は法要等における香典及び供物に係る経費
見舞い	病気等の見舞いに係る経費又は災害等に対する義援金等に係る経費
激 励	市議会の公益性を高める団体及び個人の激励に係る経費
その他	議長が特に必要と認めた経費

(公表の時期)

第4条 議長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌々月の1日（その日が市の休日に当たるときはその翌日）までに公表するものとする。

(公表の方法)

第5条 議長交際費の公表は、次の方法により行うものとする。

- (1) 議会事務局において閲覧
 - (2) 市議会のホームページに掲載
- (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、議長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、平成16年10月1日以後に支出のあった議長交際費について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。